

「デジタル実装促進業務委託」公募型プロポーザル
第一次質問への回答

項目	質問の内容	回答
募集 要項	様式6業務協力予定書の提出は、いつ必要となりますでしょうか。	共同提案する場合のみ、提案書と併せてご提出ください。
募集 要項 6(3)ア 6(4)ウ	提案者に関して企業名を記載しなくても特定できる場合もございますが、よろしいでしょうか。	提案書で特定できると判断した箇所については、事務局で加工等の対策を講じるものとします。
募集 要項 別紙7	事業のKPIは2024年度までの3年計画の事業とありますが、本件は令和5年3月末までの契約期間となっております。 2023年度、2024年度事業は継続して今年度決定事業者に委託されるものでしょうか。	翌年度以降の事業の取組みは、現時点で未定です。
提案書 記載 項目	KPIに対して、未達成の場合のペナルティはございますか。	明らかな業務不履行の場合を除き、ペナルティはありません。
仕様書 2(3)ウ	仕様書に記載の以下内容について 本市では令和4年4月、行政手続きデジタル化ツール「どこでも申請サービス」を導入した。企業がインターネットを通じて市への支払請求が可能となる仕組みは、当該プラットフォームを使い、市が別途構築する（令和4年9月頃を予定） →今回のデジタル実装促進業務の一つの肝となるのが、「市への支払請求の電子化」へのスムーズな移行支援であると認識いたしました。 実現に向けたKPI設定も含めて、具体的な支援提案をさせていただきたいことから、どのようなプラットフォームを構築予定であるのかについて、提案前に可能な限り情報を共有いただくことは可能でしょうか。	株式会社トラストバンクの行政手続きプラットフォーム「LoGoフォーム」を使った「市への支払請求」フォームとなります。

仕様書 2(4)	セミナー・体験イベントの集客や、個別相談・診断の斡旋などは、松本市様が主体となって実施するものであり、本業務委託の対象外と考えてよろしいでしょうか。	集客や、個別相談・診断の斡旋も本業務委託の対象です。
仕様書 2(4)	「まつもと Re-Design Hub」の会員メンバー企業（団体）が抱えるリレーション（顧客層）を活用した施策を検討してもよいでしょうか。 例えば、金融機関との合同セミナー、イベント等	差し支えありません。 ただし、企画提案に当たっては、「まつもと Re-Design Hub」の会員と本業務委託に係る事前の接触は禁止するものとします。
仕様書 2(4)	セミナーの開催（最低5回）について、すべて同じ内容でなくてもよろしいでしょうか。（各回、内容を変えるご提案も可能でしょうか） また、開催手段の制約はありますでしょうか。（オンライン/集合開催等）	各回、内容を変えることは差し支えありません。集合とオンラインの制約もありません。
仕様書 2(4)	調達要件には、専用ホームページの開設も含まれております。開設にかかる費用を算出するうえで必要になりますので、想定されるホームページのページ数をご教示ください。また、WEB、SNS広告につきましては、運用費が発生してくると思われますが、広告期間は令和5年3月31日までを想定しておけばよろしいでしょうか。	ホームページのページ数について、発注者からの指定はしません。 また、WEB、SNS広告の期間は、お見込みのとおりです。
仕様書 2(4)	成果物としてソフトウェア（HPサイト等）を作成した場合、期間満了後の著作権は受託者（作成者）の所有物となりますでしょうか。	本業務委託の成果物に係る著作権は発注者に帰属することとします。また、著作者人格権は、将来にわたって行使しないこととします。
仕様書 2(4)	調達要件には、地元IT企業の協力体制構築についても、本プロジェクト遂行に必要な業務として実施することとされております。本業務を受託した事業者（地元IT企業）が、自社でIT導入を支援することが最適だと判断した場合には、自社をマッチング先として選定することも許容されるのでしょうか。	マッチング先の事業者については、複数の事業者の中から、公平、公正な選定をお願いします。

仕様書 2(4)	マッチングについて自社のリレーションの活用によりシステム導入は必須ではないということによろしいでしょうか。	システム導入は必須ではありません。
仕様書 2(4)	地元 I T 企業とありますが全国規模の I T 企業も対象としてよろしいでしょうか。 また、対象の企業数の下限はございますでしょうか。	事業規模に関わらず、地元 I T 企業であれば差し支えありません。 なお、地元 I T 企業については、松本地域を中心に、県内に本社、事業所、営業所等を有することを目安とし、デジタルシティ・松本の推進に事業意欲を持ち、かつマッチング後の地元企業の支援に、迅速かつ丁寧に対応できる企業を求めます。 また、対象とする地元 I T 企業数に下限はありません。
仕様書 3、6	様式 1 着工届、様式 2 業務完了届の提出は、いつ必要となりますでしょうか。	仕様書記載の様式 1 「着手届」は、業務を開始した日、様式 2 「委託業務完了報告書」は、業務を完了した日の提出とします。
その他	調達要件には、活動拠点に企業向けの相談窓口を設置し、要員を必要時間配置することとされております。活動拠点である情報創造館庁舎の隣には、松本ものづくり産業支援センターが併設されており、何名かのコーディネータも在籍されていることと存じます。同センターの設立目的の 1 つに「新技術の導入・活用促進に向けた支援の拡充を図ることで、企業における生産性向上を推進していく」とございますので、まさに今回の相談窓口としては最適だと思うのですが、こういった機関との連携は想定されておられないでしょうか。 同センターには、I T 企業も入居されているようですので、I T 企業とのマッチングという観点でも申し分ないと思いますが、いかがでしょうか。	契約締結後に、(一財)松本ものづくり産業支援センターとプロジェクトを推進していただくことは差し支えありませんが、企画提案に当たって、同センター含む「まつもと Re-Design Hub」の会員と事前に本業務委託に係る接触を行うことは禁止することとします。

その他	本事業の目的の1つに「市への支払請求の電子化」、「オンライン会議」、「テレワーク」を地元企業が不安なく導入できる環境を整えることが挙げられておりますが、地元企業が本来取組むべきデジタル化とは、もっと別の分野・領域であるべきと思われます。「市への支払請求の電子化」、「オンライン会議」、「テレワーク」が普及した先に、松本市様が目指されているビジョンをご教示ください。	別紙7「デジタル実装TYPE1実施計画（抜粋）」、別紙8「松本市第11次基本計画（抜粋）」、別紙9「DX・デジタル化推進に関する骨太の方針（抜粋）」、別紙10「デジタルシティ・松本エコシステム」をご覧ください。
-----	---	--

【問い合わせ】

〒390-1242

長野県松本市大字和田4010-27

松本市 総合戦略局 DX推進本部 デジタルシティ担当

担当：岩崎 博、深澤 亮平

電話：0263-48-7000

Mail：jouhou@city.matsumoto.lg.jp